

わかたけ会 会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は「わかたけ会」と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、地域社会を教育のより良い環境にし、併せて品川区立荏原平塚学園の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
1. 会員相互の親睦と相互扶助
 2. 会員名簿の管理
 3. その他目的を達成するために必要な事項
- 第4条 本会の事務所は、荏原平塚学園内（東京都品川区平塚三丁目 16 番 26 号）に置く。

第二章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の三種とする。
1. 正会員 荏原二中、平塚中、荏原平塚中及び荏原平塚学園卒業生
 2. 特別会員 荏原二中、平塚中、荏原平塚中及び荏原平塚学園の現・旧職員
 3. 準会員 正会員に準じたもので、幹事会において認められた者
- 第6条 会員は住所、姓名、その他一身に異動を生じた場合、これを本会に通知するものとする。

第三章 役 員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- | | | | | | |
|-------|-----|------|-----|-------|-----|
| 名誉会長 | 1 名 | 会 長 | 1 名 | 副 会 長 | 若干名 |
| 幹 事 長 | 1 名 | 副幹事長 | 若干名 | | |
| 幹 事 | 若干名 | 監 査 | 2 名 | 顧 問 | 若干名 |
- 第8条 役員の選出方法を次のように定める。
1. 名誉会長は、荏原学園学校長を推挙する。
 2. 会長、副会長は、正会員中より幹事会において選任し、総会において承認する。
 3. 幹事は、会員の中より幹事会において若干名選出する。
 4. 幹事長、副幹事長、監査は幹事の互選とする。
 5. 顧問は、幹事会の推薦により会長が委嘱する。
- 第9条 会長は、本会を代表し会務を総理し、総会、幹事会を招集する。
副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは之を代行する。
幹事長は、会長、副会長が事故あるときには之を代行する。
幹事長、副幹事長は本会の企画運営にあたる。
幹事は、本会の重要事項を審議し、併せて会員全体に関する事務連絡を分掌する。
監査は、会務及び会計を監査する。
顧問は、会長の諮問にあずかる。
- 第10条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 第11条 本会の総務、名簿、会計、書記、の各係を置く。

第四章 会 議

- 第12条 総会は、最高の決議機関で 2 年に 1 回開催し、本会の重要事項を審議し決議する。
但し、諸事情がある場合は、幹事会の承認をもって総会決議にかえることが出来る。
総会の決議は、出席した会員の過半数でこれを決める。
幹事会の承認は、出席した幹事の過半数でこれを決める。
臨時総会は、必要に応じて開くことが出来る。

第13条 総会は、次の事項を決議する。

1. 会長、副会長の選任
2. 事業計画ならびに予算
3. 事業報告ならびに決算の承認
4. 会則の改正
5. その他必要事項

第14条 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事、監査、顧問と第 11 条の各係で構成し、必要な都度会長が召集する。

第15条 幹事会は、第 3 条各号及び本会の重要事項を審議する。

第五章 会 計

第16条 正会員は、入会の際、入会金として金 500 円を本会に納入する。

第17条 正会員は、維持会費として年間金 500 円を本会に納入する。

第18条 本会の経費は、入会金、維持会費、ならびに寄付金その他の収入を以て充てる。

第19条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附則

1. 本会則は平成 21 年 3 月 7 日から適用する。
2. 改訂日 令和 5 年 11 月 12 日から適用する。